

京都市林産物需要拡大センター条例施行規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第86号

京都市林産物需要拡大センター条例施行規則

(使用許可の申請)

第1条 京都市林産物需要拡大センター条例（以下「条例」という。）第4条の規定により使用の許可を受けようとするものは、京都市林産物需要拡大センター使用許可申請書（別記様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(受付期間)

第2条 前条の規定による申請は、使用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日）の2箇月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は、第1条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(特別の設備)

第4条 条例第6条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

別記様式（第1条関係）

京都市林産物需要拡大センター使用許可申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市林産物需要拡大センター条例第4条の規定により使用の許可を申請します。			
使用する日時	年 月 日（曜日）	年 月 日（曜日）	年 月 日（曜日）
	時 分から 時 分 まで	時 分から 時 分 まで	時 分から 時 分 まで
使用する人数	人	人	人
特別の設備の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
使用の目的			

注 該当する□には、レ印を記入してください。

(産業観光局農林部林業振興課)